

使いこなして何ぼ!!のISO

…ISOコンサルティングの現場から…

第48回 Gマークは運送会社の「水戸黄門のご印籠」????

～安全優先の優良事業者になることで従業員も幸せになる

(株)ソフィア 平松 徹

1. 「Gマーク」のGはグッドであり、グローリー(栄光・繁栄)

今回は全国トラック協会が制度を作り運営している「Gマーク」について書きます。全国トラック協会は、トラックによる運送を行っている業界の業界中央団体です。

トラック協会のホームページには次のようがありました。

荷主企業や一般消費者が、より安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるための環境整備を図るためトラック運送事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表する制度です。

平成22年1月現在、全国で13,190事業所を「安全性優良事業所」として認定しています。

“G”の由来はgood「良い」、glory「繁栄」の頭文字「G」を取ったものです。(埼玉トラック協会のホームページより)

運送会社を使うときにやはり安全優先の会社が良い。今は不況ですから、価格が安いほうがよいのはもちろんですが、事故を起こしてしまう

ような会社では怖くてしようがありません。安心して荷物をお願いする会社が良いに決まっています。

Gはグッドでもあり、グローリー(栄光・繁栄)でもあるのです。安全は「良い」と同時に「繁栄」にもつながります。

2. Gマークをとるには

それではGマークをとるにはどうしたら良いかです。安全について評価してもらい、安全な会社であることを立証しなければいけません。

Gマーク制度では、下記3つの評価項目について、評価基準に基づき点数化します(表1)。

基準点というのは、各項目のいわゆる足切りの点数です。合計で80点取れば合格なのですが、各項目で基準点に達していなければ、その段階で不合格になります。

3. 安全に対する法令の遵守状況

一つ一つ見ていきます。まず安全に対する法令の遵守状況です。チェックリストを載せておきますので、関連する運送会社について採点してみてください(表2)。

上記の6までは国土交通省の地方運輸支局が実施する「適正化事業指導員の巡回指導」で、すでに評価されているのが一般的です。私の指導先でもGマークについて取得の準備をしている会社がありますが、平成20年11月7日付の「貨物自動車運送始業の改善事項について」で、37の項目についてチェッ

表1 Gマークの安全性についての評価の内容・方法

項目	評価の方法と配点
1 安全性に対する法令の遵守状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地方実施機関による巡回指導の結果を用いる。(配点 37点) ・運輸安全マネジメントに対する取組状況の実績を用いる。(配点 3点) (計 40点…基準点 32点)
2 事故や違反の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省から提供される事故及び行政処分の実績を用いる。(配点 40点…基準点 21点)
3 安全性に対する取組みの積極性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業所の安全の取組みに対する実績を用いる。(配点 20点…基準点 8点)
	計 100点 (80点で合格)

クされています。その中のポイントになる項目24項目が上記のチェックリストの内容になるわけです。

改善が指摘された項目については、その後是正をし、その証拠文書を提出することで、この37点はクリアしています。合格が80点ですが、これだけですでに37点獲得していることになります。

4. 事故や違反の状況

次に事故や違反の状況です。これも申請書にある内容でのチェックリストを載せます(表3)。

この事故というのは、トラックのかなり大きな死傷事故などですので、該当の事業所はあまりないと思います。違反については行政処分があるかどうかですので、こちらも該当する事業は少ないと思います。そうするとこの「事故・違反」のところでは40点取得できることになります。ここまでで、上記1の法律の遵守状況のところと合わせて、すでに87点獲得できていることになります。

5. 安全性に対する取り組みの積極性

次が「安全性に対する取り組みの積極性」です(表4)。

ここでのポイントは、次の通りです。

- ・事故を防ぐためのマニュアルを作る。
- ・社内や関係会社で定期的に事故対策会議を開く。
- ・社内であるいは外部講習会に派遣して従業員の教育訓練を行う。
- ・適性診断を受けさせて、また運転証明記録を見て個別教育指導をする。
- ・省エネ運転につながる仕組みを作り、その結果

表2 安全性に対する法令の遵守状況チェックリスト(全日本トラック協会の平成22年度申請案内書から)

中項目	小項目	点	○×
1 事業計画等	1)乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	1	
2 帳票類の整備、報告等	1)事故記録が適正に記録され、保存されているか。	1	
	2)運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	1	
	3)車両台帳が整備され、適正に記入されているか。	1	
3 運行管理等	1)運行管理規程が定められているか。	1	
	2)運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	1	
	3)事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	1	
	4)過労防止に配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	3	
	5)過積載による運送を行っていないか。	3	
	6)点呼の実施及びその記録、保存・活用は適正か。	3	
	7)乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	3	
	8)運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	3	
	9)運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	1	
	10)乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	1	
	11)特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	2	
	12)特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	1	
4 車両管理等	1)整備管理規定が定められており、これに基づき、適正に整備管理業務がなされているか。	1	
	2)整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	1	
	3)日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	1	
	4)定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	3	
5 労働基準法等	1)就業規則が制定され、届出されているか。	1	
	2)36協定が締結され、届出されているか。	1	
	3)労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	1	
	4)所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	1	
6 運輸安全マネジメント	1)運輸安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進めている。	3	
合計		40	

表3 事故や違反の状況(全日本トラック協会の平成22年度申請案内書から)

中項目	小項目	点	○×
1 事故の実績	平成22年11月30日から過去3年間に、事業所の事業用自動車に有責の第一当事者となる、自動車事故報告規則(国土交通省令)第2条各号に定める事故がないか。	20	
2 違反(行政処分)の実績	平成22年11月30日において、事業所に、貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の点数が付加されていないか。また、点数がある場合には、当該事業所にかかる行政処分の累積点数は何点か。	20	
計		40	

を見て個別教育指導をする。

- ・ISO9001などを取得する。
- ・安全確保のための後方視界補助装置等の機器類を搭載したトラックにする。

私の事務所では、ここについて、「運転安全マネジメントマニュアル」をGマークについての基

表4 安全性に対する取組の積極性チェックリスト(全日本トラック協会の平成22年度申請案内書から)

	自認項目	点	○×
1	事故対策マニュアル等を活用している。	2	
2	事業所内で安全対策会議(安全に関するQC活動を含む)を定期的実施している。	3	
3	荷主企業、協力会社又は下請会社との安全対策会議を定期的実施している。	2	
4	社内独自の運転者研修等を実施している。	3	
5	外部の研修期間・研修会へ運転者等を派遣している。	2	
6	特定の運転者以外にも適性診断(一般)を計画的に受診させている。	2	
7	安全運行につながる省エネ運転を実施し、その結果に基づき個別の指導教育を実施している。	1	
8	定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故、違反実態を把握して、個別指導に活用している。	2	
9	グリーン経営認証やISO(9000シリーズ又は14000シリーズ)等を取得している。	1	
10	過去に行政、外部機関、トラック協会から、輸送の安全に関する表彰を受けたことがある。	1	
11	その他輸送の安全に関する自主的、積極的、独創的、先進的または高度な取り組みを実施している。	1	
	計	20	

表5 運送安全マネジメントマニュアル(一部抜粋)

I 運送安全マネジメントシステム	
1. 安全方針	
要求事項	当社の取り組み
輸送の安全に関する基本的な方針を策定している。	当社は社長の強いリーダーシップのもと、輸送の安全が第一との理念に基づいた「安全方針」を策定する。
当社の安全へ方針 1. 輸送の安全は我が社の根幹 2.	
II 安全性に対する積極的な取り組み	
1. 事故防止対策マニュアルの作成活用	
要求事項	当社の取り組み
事故防止対策マニュアルを活用している。(2点)	1) 事故防止対策について「安全指導マニュアル」の中の重要テーマについて、課題を検討し、具体策を明確する。 2) 月に1回、担当業務部長が営業所を訪問し、実施する。 3) 「安全対策会議議事録」に記録し、維持する。「安全指導マニュアル」の該当ページを添付する。

表6 制度の概要

項目	内容
申請	一般貨物自動車運送事業の事業所(営業所)単位で申請。 (特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業は評価対象外)
申請資格	1) 営業所が開設され事業が開始して3年経過していること 2) 事業用自動車が5両以上あること。 3) 不正申請等により、申請の却下、評価の取り消し、認定の取り消しを受けてから2年を経過していること。 4) 認定証等の偽造、変造、不正使用などで是正勧告を受けた事業所が是正の認定書等の提出を受けた日から3年を経過していること。
有効期間	認定された翌年1月から2年間。
認定証及び認定マーク認定ステッカー	「安全性優良事業所」には、認定証を授与し、認定マーク、認定ステッカーについて車両貼付等への使用が認定の有効期間内に限り許可される。
公表	認定された事業所は、全日本トラック協会の機関誌「広報トラック」、ホームページで事業所名、住所、電話番号が公表される。(それ以外の詳細の公表はない)
認定料	無料

本文書として作成していただいています。会議、教育を中心にした、安全に対する取り組みを「仕組み」として明確にした文書です。モデルの一部を載せておきますので参考にしてください(表5)。

私の事務所の提供する「運輸安全マネジメントマニュアル」モデルでは、最初に「安全性に対する法令の遵守状況」(表2)の「6. 運輸安全マネジメント」を入れています。このGマークはあくまでマネジメントシステムの認証ということ。きちんと仕組みを構築して、安全について組織を上げて取り組むということ。Gマークが品質ISOを基盤としているといわれていますが、それがここに表れているとも思います。

6. 制度の概要

ただ、ISOと大きく違うのが、取得の単位が営業所ごとということです。だから、それぞれの地域のトラック協会に出します。ただし審査は全国トラック協会が担当しています。なんか困った時の相談窓口も全国トラック協会にあります。申請など制度の概要についてまとめましたのでご覧ください(表6)。

7. 「法に基づく許可申請、届出、報告事項」「社会保険、雇用保険の適正加入」

申請をして、安全性の評価をしてもらう前に、次の2点をクリアする必要があります。「法に基づく許可申請、届出、報告事項」と「社会保険、雇用保険の適正加入」

です。この2つの条件を満たしていなければ、評価の対象になりません。

まず、「法に基づく許可申請、届出、報告事項」は、営業所、事業用自動車、運行管理者、整備管理者などの届け出が確実になされているかです(表7)。

次の「社会保険、雇用保険の適正加入」は、社会保険と雇用保険について入るべき人が確実に入っているかどうかを見ます(表8)。

実はこの社会保険に適正に加入しているかどうか、最大のポイントです。一日の労働時間が正社員の3/4以上でかつ1週間の労働時間が3/4以上の労働者は社会保険に加入しなければなりません。しかし、運送業の会社でなかなかそうはいきません。保険料の負担が半端ではないからです。ざっとですが、給料の10%以上の負担が会社側にかかります。だから、会社としては社会保険に入るべき人が全員入っている営業所からGマークをとらせていくことです。少しずつ輪を広げていくことが大切です。

8. 産業界も注目している

Gマーク背制度は産業界も注目しています。(社)日本経済団体連合会「安全運送に関する荷主としての行動指針」(平成15年10月21日策定)に次のようにあります。

2. 運送事業者の選定にあたっては、ISO9001基準や安全性優良事業認定制度などの客観的な基準を積極的に活用する。

全国ではまだ取得率は10%台の前半です。今のうちに取得をしておくことですね。

表7 法に基づく許可申請、届出、報告事項チェックシート

内容	事項	○×
(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。 A. 主たる事務所の名称は正しく届け出されているか。 B. 主たる事務所の位置は正しく届け出されているか。 C. 営業所の名称は正しく届け出されているか。 D. 営業所の位置は正しく許可又は許可を受けているか。(運輸局長が指定する区域内における位置変更の場合は、正しく届け出されているか。)	事後届 " " 許可又は事後届	
(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。 A. 普通車、小型車、トラクタ、トレーラの種別その数は正しく届け出されているか。	事前届	
(3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。 A. 自動車車庫の位置は正しく許可又は許可を受けているか。 B. 自動車車庫の収容能力正しく許可または認可を受けているか。	認可 "	
(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力に変更はないか。 A. 休憩・睡眠施設の位置は正しく許可または認可を受けているか。 B. 休憩・睡眠施設の収容能力正しく許可または認可を受けているか。	認可 "	
(5) 届け出事項に変更はないか。(事業者の名称、住所、役員変更等)…本社営業所に限る A. 事業者(本社)の名称や住所は正しく届け出されているか。 B. 事業者(本社)の役員・社員は正しく届出されているか。	事後届 "	
(6) 事業報告書、事業実績報告書を提出しているか。…本社営業所に限る A. 事業報告書は毎事業年度の経過後100日以内に提出されているか。 B. 事業実績報告書は毎年7月10日までに提出されているか。	事後届 "	
(7) 自動車事故は提出しているか。 A. 自動車事故報告書、自動車事故報告規則に定められた事故が発生した場合、30日以内に提出されているか。	事後届	
(8) 運行管理者の選任等について、届け出されているか。 A. 運行管理者資格者証を有する者で、配置車両数に応じた必要な員数の運行管理者が選任され、正しく届け出されているか。 B. 運行管理者の解任、変更について正しく届け出されているか。	事後届 "	
(9) 整備管理者の選任等について、届け出されているか。 A. 整備管理者資格を有するものが選任され、正しく届け出されているか。 B. 整備管理者の解任、変更について正しく届け出されているか。	事後届 "	

表8 社会保険、雇用保険の適正加入チェックシート

内容	○×
(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか。 A. 労働基準監督署に適用事業として正しく届け出されているか。 B. 法に定める従業員、パート・アルバイトが漏れなく加入しているか。 C. 雇用保険については、雇用者から所定の保険料が控除されているか。 D. 保険料を適切に労働基準監督署に納付しているか。	
(2) 健康保険、厚生年金に加入しているか。 A. 健康保険について、年金事務所(協会けんぽ)又は健康保険組合(組合健保)に適用事業所として正しく届け出されているか。 B. 厚生年金について、年金事務所に適用事業所として正しく届出されているか。 C. 法に定める従業員、パート・アルバイトがもれなく加入しているか。 D. 雇用者から所定の保険料が控除されているか。 E. 保険料を適切に年金事務所又は健康保険組合に納付しているか。	

— 筆者 —
平松 徹(ひらまつ とおる)
中小企業診断士 環境、品質ISO主任審査員
(ホームページ→ソフィア平松徹→検索)